

浦安市規則第39号

浦安市ソーシャルサポートセンターの設置及び管理に関する条例 施行規則の一部を改正する規則

浦安市ソーシャルサポートセンターの設置及び管理に関する条例施行規則
(令和2年規則第17号)の一部を次のように改正する。

第2条見出し中「開館時間」を「開館時間等」に改め、同条第1項中「午後4時」を「午後5時」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第4条第1号に掲げる事業を行う時間は、午前10時から午後4時までとする。

第4条中「30人」を「15人」に改める。

別記第1号様式中「浦安市ソーシャルサポートセンター指定管理者 様」を「(宛先)浦安市ソーシャルサポートセンター指定管理者」に、

「

利用者	ふりがな		生年	年 月 日(歳)
	氏名		月日	
	住所			
	電話			
病院又は診療所				
利用したい事業				

」

を

「

利用者	ふりがな		生年	年 月 日(歳)
	氏名		月日	
	住所			
	電話			

添付書類

診療情報提供書（第2号様式）

」

に改める。

別記第3号様式中

「

利用内容	
不承認の理由	

」

を

「

不承認の理由	
--------	--

」

に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。